

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月二十七日(木) 参・法務委 吉田博美議員(自民)

七問 最高裁判所裁判官の退職手当の額を引き下げることは、最高裁判所裁判官の職責の重要性を損なうことにならないか。今回の改正と職責の重要性との関係について、法務大臣の所見を問う。

(答)

一 最高裁判所裁判官につきましては、広く各方面から識見の高い人材を得る必要があり、その地位や役割にふさわしい処遇が不可欠でするので、退職手当についても、他の国家公務員とは別に、「最高裁判所裁判官退職手当特例法」により定めているところです(注一)。

今回の法案提出は、裁判所におかれて、今般、政府が国家公務員の退職手当制度を見直すことに合わせ、広く退職手当を巡る状況や、国の財政状況等を踏まえて検討された結果、最高裁判所裁判官の退職手当の特例について



も、見直しを行い、その支給率を引き下げる
ことが相当との結論に至ったことを受けて、
改正を行おうとするものです（注一）。

二 もとより、最高裁判所裁判官の担う使命と
責任が極めて重いことは改めていうまでもな
いところであり、社会状況の変化に伴い、最
高裁判所の扱う事件も複雑困難になつておりますので、最高裁判所裁判官の役割は、今後
とも、重要なものと考えております。

今回の法改正は、最高裁判所裁判官の地位
や役割の重要性を一切損なうものではないと
思います。

（注一）国家公務員退職手当法の特例として、最高
裁判所裁判官退職手当特例法がある。
同法では、退職手当額の算定の基礎となるいわ

ゆる支給率について、勤続年数の長短及び退職理由にかかわりなく、最高裁判所裁判官としての在職期間一年について報酬月額の百分の六百五十と規定されている。今回の改正法案は、その支給率を百分の二百四十に引き下げるものである（改正前の四割弱の支給割合）。

なお、支給率の算定に当たつては、最高裁判所裁判官の退職手当の性質等にかんがみ、勤続期間一月につき報酬月額の二割、すなわち一年につき報酬月額の百分の二百四十を支給率とすることが妥当であると裁判所が判断されたと承知している。

（注二）今回の法改正に当たつては、九月二十八日、裁判官会議での議決を経て、最高裁判所から、法務省に対し、立法の依頼がなされている。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所 [REDACTED]

自宅 [REDACTED]

携帯 [REDACTED]

(対法務当局)

司法法制部

平成17年10月27日(木)

参・法務委員会

吉田 博美 議員(自民)

8問 最高裁判所裁判官退職手当特例法として、「特例法」を設けている理由をどのように認識しているのか。また、最高裁判所裁判官以外の裁判官及び検察官の退職手当はどのようにになっているのか、法務当局に問う。

(答)

1 最高裁判所の担う使命と責任の重大なことはいうまでもないところであり、この責任が全うされるためには、最高裁判所裁判官について、広く各方面から識見の高い、司法の代表者たるにふさわしい人材を得る必要があり、その地位や役割にふさわしい処遇が不可欠。

このような最高裁判所裁判官の役割や地位の特段の重要性や、ふさわしい人材確保の必要性にかんがみて、最高裁判所裁判官の退職手当については、他の国家公務員とは別に、特例法が定められたものと承知。

(具体的には、最高裁判所裁判官については、民間も含めて広く各界から選ばれ、比較的短期間でその職を去ることが多いため、長期間勤続に対する報償という基本的な性格を有する国家公務員退職手当法をそのまま適用して退職手当の額を算出したのでは、その地位や職責の重要性に照らし、そして、その功績という点からも、必ずしもふさわしい処遇とはいえない結果となる。)

2 また、①最高裁判所裁判官以外の裁判官及び②検察官については、いずれも、国家公務員退職手当法の適用を受けることから、国家公務員一般と同様の算出方法により、退職手当の額が定められることになる。

(対法務当局)

司法法制部

平成17年10月27日(木)

参・法務委員会

吉田 博美 議員(自民)

9問 今回、一般の国家公務員についても退職手当制度の見直しが行われているが、その見直しと最高裁判所裁判官の退職手当の見直しとは、どのような関係にあるのか、法務当局に問う。

(答)

1 今国会に提出されている「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案」は、一般の国家公務員の在職期間中の貢献度をより的確に退職手当に反映させるという観点から、①中期勤続者の退職手当の支給率を引き上げる(支給率カーブの見直し)とともに、②一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを新設する(退職手当の調整額)などの抜本的な見直しを行うものである。

2 他方、最高裁判所裁判官については、広く各方面から識見の高い人材を得る必要があり、その地位や役割にふさわしい待遇が不可欠であるので、退職手当についても、他の国家公務員とは別に、「最高裁判所裁判官退職手当特例法」により定めているところである(注1)。

今回の法案は、この最高裁判所裁判官の退職手当に関する特例の見直しを行おうとするものであるが、これは、裁判所におかれて、今般、政府が先に述べたとおり国家公務員の退職手当制度の見直しが行われる(注2)ことに合わせ、広く退職手当を巡る状況や、国の財政状況等を踏まえて検討された結果、最高裁判所裁判官の退職手当の支給率を引き下げることが相当との結論に至ったことを受けたものである。

(注1)

国家公務員退職手当法の特例として、最高裁判所裁判官退職手当特例法がある。同法では、退職手当額の算定の基礎となるいわゆる支給率について、勤続年数

の長短及び退職理由にかかわりなく、最高裁判所裁判官としての在職期間一年について報酬月額の100分の65.0と規定されている。今回の改正法案は、その支給率を100分の24.0に引き下げるものである（改正前の四割弱の支給割合）。

なお、支給率の算定に当たっては、最高裁判所裁判官の退職手当が功績報償という性格も持つことから、勤続期間一月につき報酬月額の二割、すなわち一年につき報酬月額の100分の24.0を支給率とすることが妥当であると裁判所が判断されたと承知している。

（注2）

今国会に、在職期間中の貢献度をより的確に反映できる制度への構造見直しを内容とする「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案」が提出されている（平成18年4月1日施行予定）。

(対大臣) 副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月二十七日(木) 参・法務委 吉田博美議員(自民)

十問 裁判官の報酬や退職手当金について、一般的な国家公務員との関係を含め、その在り方について、法務大臣の所見を問う。

(答)

一 裁判官については、その職務と責任の特殊性や重要性を踏まえた上で、司法の担い手としての地位や役割にふさわしい処遇が不可欠と考えています。

したがつて、裁判官の報酬制度や最高裁判所裁判官の退職手当制度については、その仕組みにおいて、他の国家公務員と異なる職務と責任の特殊性を、相当程度反映させる必要がありますので、裁判官の報酬については「裁判官の報酬等に関する法律」により、最高裁判所裁判官の退職手当については「最高裁判所裁判官退職手当特別法」に

より、それぞれ定められているところです（注一）（注二）（注三）。

二 もとより、裁判官の担う職務と責任が重大であることは改めていうまでもないところであります。社会状況の変化に伴い、事件も複雑困難になつておりますので、裁判官の役割は、今後とも、重要なものと考えております。

裁判官の報酬をはじめとする処遇のあり方については、今後とも、裁判所の意向を十分に尊重した上で、必要な検討を行つてまいりたいと考えております。

（注一）一般の政府職員の報酬については、「一般職の職員の給与に関する法律」と「特別職の職員の給与に関する法律」により定められている。また、国家公務員一般の退職手当の額について

は、「国家公務員退職手当法」により定められている。

(注二) 裁判官の報酬の定め方については、その職務と責任の特殊性をふまえたものであり、超過勤務手当の支給がないこと、その重責にふさわしい適材確保の必要性等を満たすべきものであることを考慮しつつ、民間企業の給与水準とのバランスにも配慮して、一般の政府職員とは別の法律により定められているものと理解している。

なお、裁判官の報酬について、憲法第七十九条第六項及び第八十条第二項において、「裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定されている。

(注三) 最高裁判所裁判官については、広く各方面から識見の高い人材を得る必要があり、その地位や役割にふさわしい処遇が不可欠であるので、退職手当についても、他の国家公務員とは別に、「最高裁判所裁判官退職手当特例法」により定められている。

(注四) 檢察官の俸給について

検察官は、国家公務員法上は一般職の国家公務員とされているが、検察官の俸給については、特に検察庁法第二十一条において「検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める」とされ、これを受けて、一般職給与法とは別個に、「検察官の俸給等に関する法律」が制定されており、その俸給月額は裁判官に準じて定められる。

これは、検察官が、他の一般職の国家公務員とは異なり、①刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求するなどの検察権を行使するなど、司法権の適正円滑な運営を図ることで極めて重大な職責を有する準司法官であること、また、②原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるものであることなど裁判官に準ずる性格を有することから、検察官の俸給等については、他の一般職の国家公務員とは別個に、裁判官の報酬等に準じて定めることが相当と考えられるからである。

答弁等連絡責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅 携帯



(対大臣)・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月二十七日(木)参・法務委

木庭健太郎議員(公明)

一問 今回の法案(裁判官報酬法、最高裁判所裁判官退職手当法)は、裁判官の給与などの待遇を見直すものであるが、見直しに当たっては、憲法上の独立が保障されている裁判所の考えは十分に尊重する必要があると思う。そこで、今回の法改正は、裁判所の意向を十分に踏まえたものか、法務大臣に聞く。

(答)

今回提出させていただいた法案のうち、裁判所に直接関係する法案である「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」と「最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案」につきましては、いずれも、裁判所におかれて検討を進められた結果を受けて、改正を行おうとするものです。

裁判官の報酬をはじめとする待遇のあり方については、今後とも、裁判所の意向を十分

に尊重した上で、必要な検討を行つてまいりたいと考えております。

(注) 今回の裁判所関係の法案（裁判官報酬法の一部改正法案、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正法案）については、本年九月二十八日、裁判官会議での議決を経て、最高裁判所から、当省に対し、立法依頼がなされている。

答弁等連絡責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅

携帯